

令和2年3月1日

市民の皆様へ

名 称：特定非営利活動法人 北上経営総合研究所  
主たる事務所：宮城県石巻市穀町3番17号  
代 表 者：理事長 木伏 良明



市民への説明の要請を受けて

当法人は平成26年度から30年度までの5年間に渡り、特定非営利活動促進法第29条及び特定非営利活動促進法施行条例第8条に定められた事業報告書の提出を怠ったことにより、監督所轄庁である宮城県より督促を受けました。この件について事実関係及び再発防止策など今後の法人運営方針について、下記の通りご説明いたします。

#### 1、当法人の事業内容について

平成21年5月より石巻地域の経済立て直しを目的として、「地域特性および資源の有効活用」「事業実態の把握と分析」「独自の経営戦略立案」を図りながら、経営相談や支援を行っております。理事長1名 副理事長1名 理事12名 監事2名の計16名にて運営致しております。

#### 2、経緯（督促の内容）

今回督促を受けました事案は「事業報告書の未提出」によるものです。未提出となった要因といたしましては、平成26年に理事長が突然病に倒れました。主に理事長が事業を主導していたため、事業の運営そのものが暗礁に乗り上げ、ほとんどの事業について「休止」せざるを得なくなりました。また同時期に事務局職員の退職も続き、再開のめども立たなくなってしまい、その後休止状態が続いたことで、平成26年度分から未提出の状態となっております。

その後、監督所轄庁である宮城県より令和2年2月12日に督促を受けました。

#### 3、再発防止に向けた法人運営方針

今回の案件は、すべてにおいて当法人の事業管理及び運営管理の甘さによるものと猛省いたしております。改めて当法人の非を認め再発防止に向け、事業運営及び運営管理を改善し、法令順守を徹底してまいります。

以上